

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事

(書類内訳)

入札説明書
競争参加資格確認申請書
紙入札方式による参加申請書
図面等の交付申請及び機密保持誓約書
法務省競争契約入札心得
入札書（記載例含む）
入札辞退届
入札書封筒記載例
工事請負契約書（案）等
質問書
委任状（記載例含む）
工事説明書

大分地方検察庁会計課

入札説明書

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年1月22日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 塩澤 健一

3 担当部局

〒870-8510 大分県大分市荷揚町7番5号

大分地方検察庁会計課国有財産係

電話 097-534-4104（直通）

電子メールアドレス：ppo38-kaikeika.5za@i.kensatsu.go.jp

4 工事概要

(1) 工事名

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事

(2) 工事場所

大分県大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎

(3) 工事内容

別冊の図面及び仕様書等による

(4) 工期

令和9年3月31日まで

(5) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 法務省の令和7・8年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850点未満(C)であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的是に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における

取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねているとき。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(8) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

6 日程・提出期限等

(1) 申請書の提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時まで（必着）

(2) 競争参加資格確認結果通知

令和8年2月5日（木）までに通知する。

(3) 苦情申立て期間

競争参加資格確認結果通知を受けた日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(4) 苦情申立てに対する回答期限

苦情申立期間の最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内

(5) 図面等についての質問書の提出期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月19日（木）午後3時まで（必着）

(6) 質問に対する回答

令和8年2月24日（火）までに回答の閲覧を開始する。

(7) 入札書及び工事費内訳書の提出期限

令和8年3月2日（月）午後3時まで（必着）

(8) 開札

令和8年3月3日（火）午前10時30分

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書1部を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、同5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(4)から同(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において一般競争参加資格の認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認できるものとする。

なお、上記5(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

ア 提出書類

(ア) 申請書（第1号様式）

上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書1部を提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加申請書（第2号様式）

紙入札方式による参加を希望する場合のみ提出すること。

イ 提出場所及び提出方法

(ア) 令和8年2月2日（月）午後5時（必着）までに、上記アの申請書を電子調達システムにおいて提出すること。

- (イ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記(1)ア(ア)及び(イ)を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
- (2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和8年2月5日（木）までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。
- (3) その他
- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。
 - ウ 提出された申請書は、返却しない。
 - エ 提出期間を経過した後の申請書の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。
 - オ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。
 - カ 申請書に関する問い合わせ先は上記3に同じ。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は適宜とする。）により説明を求めることができる。
- ア 提出場所
上記3に同じ
 - イ 提出方法
上記6(3)の提出期間内に、上記3の場所に持参若しくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
- (2) 苦情申立てに対する回答は、上記6(4)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。
- 9 仕様及び図面等に対する質問及びその回答
- (1) 図面等に対する質問がある場合には、次に従い、提出すること。
- ア 提出期間
令和8年1月23日（金）から同8年2月19日（木）午後3時まで
 - イ 提出場所
上記3に同じ。
 - ウ 提出方法
上記(1)アの提出期間内に、質問書様式により作成し、上記3の宛先に

電子メールにより提出すること。電子メールにより提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

メール件名：大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事

添付ファイル名：「大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事質問書（会社名）」などと記載する。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年2月24日（火）までに、競争参加資格があると認められた者に対し電子メールにより行う。電子メールが使用できない場合は、上記3の場所で閲覧に供する。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店　日本銀行大分支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行大分支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

11 入札書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後3時まで（必着）

- (2) 提出方法

電子調達システムによる。

ただし、紙入札方式の場合は上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記12の工事費内訳書を次の

とおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。

また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

12 工事費内訳書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法等

第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記(1)の提出期限までに、上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

封筒に、工事費内訳書及び支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書（電子調達システムにおいて送信される証明書等審査結果通知書）の写しを入れ、封緘する。

また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

なお、紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記11(2)を参照のこと。

工事費内訳書の提出を電子調達システムにより行うことは認めない。

(3) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編・令和7年12月改訂版（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難い場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 入札金額に対応した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に数量、単位、単価及び金額を記載すること。

(4) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官(補助者等を含む。)が、説明を求めることがある。

(5) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第7条第1項第5号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出す

る場合がある。

- ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
 - (イ) 内訳書の一部が提出されない場合
 - (ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
 - (エ) 他の工事の内訳書が提出された場合
 - (オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
 - (カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合
 - (キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
 - (ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- イ 記載すべき事項が欠けている場合
 - (ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
 - (イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合(明示した場合に限る。)
 - (ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合
 - (エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合
- ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されている場合
- エ 記載事項に誤りがある場合
 - (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出者名に誤りがある場合
 - (エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない(端数調整等を除く。)場合
- オ その他未提出又は不備等がある場合
 - (6) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、次の(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

- (1) 日時
令和8年3月3日(火)午前10時30分
- (2) 場所

〒870-8510 大分県大分市荷揚町7番5号
大分地方検察庁912号室又は電子調達システム

(3) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

- ① 不落隨契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- ② 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- ③ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。
- ④ 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。

なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

14 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

調査基準価格（予決令第85条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となつた次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格

及び同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。

18 手続において交渉を行う意図の有無

無

19 契約書の作成の要否

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21 支払条件

当該請負契約に係る請負代金の支払は、原則として2回とする。

22 工事保険

要

23 再苦情申立て

(1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対し、書面（様式は適宜とする。）により再苦情を申し立てることができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所

上記3に同じ。

(3) 提出方法

上記8(1)イに同じ。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

25 その他

(1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手續を優先する。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなつた場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。

- (5) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
 - ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が65点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から1か月間、法務省が入札公告等の手続を開始する工事の入札に参加することができない。
- ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の入札については適用しない。
- (9) 本件では、電子調達システムにおいて入札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。
- (10) 申請書の提出期間（上記6(1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（別紙様式2）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
- (11) 電子調達システムに関する問合せ先等
- ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイル等が政府電子調達（G E P S）ポータルサイト上において公開されているので参考にすること。
 - (ア) 初めてご利用になる方へ
 - (イ) 操作マニュアル

(ウ) FAQ・お問い合わせ

- イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。
- 電子調達システムヘルプデスク
- 電話 0570-000-683（受付時間は9:00から17:30まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）
- fax 017-731-3352
- 政府電子調達（G E P S） <https://www.p-portal.go.jp/>
- ウ I Cカード不具合等発生時
- 発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。
- 各認証局の連絡先は、「初めてご利用になる方へ」参照。
- エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「操作マニュアル」参照。）。

第1号様式

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤健一 殿

法 人 番 号	×××××××××× (注1)
所 在 地	○○県○○市○○町○○番地
商号又は名称	株式会社 ○○建設工業
代表者氏名	代表取締役 ○○ ○○

令和8年1月22日付けで公告のありました大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事に係る競争参加資格について確認願いたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札説明書5(2)に定める資格等を記載した書面（資格決定通知書）

問い合わせ先

部署 株式会社○○建設工業本店営業部○○係

担当者 ○○ ○○

電話

メールアドレス

法務省登録番号 ()

(注) 電子調達システムを利用して競争参加資格の確認申請をする場合で、資料のみ持参又は郵送する場合であっても、本様式は必ず電子調達システムにより提出すること。

第2号様式

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤健一 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者 氏名
担当者
連絡先

紙入札方式による参加申請書

貴庁発注に係る「大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事」について、電子調達システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式による参加について申請します。

令和 年 月 日

大分地方検察庁検事正 殿

法務省登録番号 :

所在地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

図面等の交付申請及び機密保持誓約書

令和8年1月22日公告の大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事について、下記事項を厳守しますので、別冊の図面等の交付をお願いします。

記

- 1 本件の入札以外の目的に利用しないこと。
- 2 本件の入札に参加しない場合又は本件の入札に参加し、開札を終えた場合は、直ちに図面等のデータを復元できないよう消去するとともに、印刷等した場合についても復元ができない状態に破棄すること。
- 3 社の内外を問わず、本件の入札に関わらない第三者に対し、図面等を提示しないこと。
- 4 社の内外を問わず、本件の入札に関わらない第三者に対し、図面等の内容が漏えいすることのないようにすること。
- 5 本件の入札に関与した者が異動した後においても、機密が保持されるよう措置を講じること。
- 6 図面等の内容の漏えい等によって機密が侵害され、貴省に損害を与えた場合には、損害を賠償する責任があることを認めること。
- 7 その他、図面等の機密保持に関して適切な措置を講じること。

※「図面等」には、仕様書、数量内訳書等を含む。

担当者 氏名 :

担当者所属・役職:

連絡先電話番号:

メールアドレス:

担当者の名刺を貼付すること

法務省競争契約入札心得

(目的)

第1条 法務省所管の工事又は業務の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによることとする。

(競争参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、令第70条及び第71条の規定に該当しない者であって、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)が競争に付す都度別に定める資格を有する者とする。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されている場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項の規定により入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、次の各号のいずれかによらなければならない。

一 入札保証金の納付

現金を保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)に振り込み、保管金取扱店の発行する保管金領収証書に保管金提出書(平成9年2月24日付け法務省営第341号会計課長通達「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」(以下「契約保証通達」という。)第2号様式)を添えて歳入歳出外現金出納官吏(以下「現金出納官吏」という。)に提出し、保管金受領証書の交付を受ける。

二 入札保証金の納付に代わる担保の提供

ア 有価証券の提供

有価証券を保管有価証券取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)に寄託し、保管有価証券取扱店の発行する政府有価証券払込済通知書に保管有価証券提出書(契約保証通達第3号様式)を添えて政府保管有価証券取扱主任官(以下「取扱主任官」という。)に提出し、政府保管有価証券受領証書の交付を受ける。

イ 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)に対する定期預金債権の提供

定期預金債権に質権を設定し、債権に係る証書及び債権に係る債務者である銀

行等の承諾を証する確定日付のある書面に保証書提出書(契約保証通達第4号様式)を添えて、契約担当官等に提出する。

ウ 銀行等の保証

銀行等の保証を証する書面に保証書提出書(契約保証通達第4号様式)を添えて、契約担当官等に提出する。

- 3 入札参加者は、第1項ただし書の場合において、その理由が入札保証保険契約を締結したことによるときは、当該契約に係る証券を保険証券・保証証券提出書(契約保証通達第5号様式)に添えて、契約担当官等に提出しなければならない。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後に、その払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案等の契約担当官等が示す書類(以下「入札関係書類」という。)及び現場等を熟観し、また暴力団排除に関する誓約事項(別添)を承諾の上、入札しなければならない。この場合において、入札関係書類及び現場等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- 3 入札書を政府電子調達システム(G E P S。以下「電子調達システム」という。)により提出する場合は、入力画面上において作成し、書面により提出する場合(以下「紙入札」という。)は、入札書(様式第1号)により作成することとする。

また、紙入札により入札書の押印を省略する場合は、入札書の「担当者」及び「連絡先」を記載することとする。

- 4 入札書を持参により提出する場合は、入札書を封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。
- 5 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒には入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載した上、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。
- 6 公告、公示又は指名通知書において入札保証金の納付等を必要とするときは、当該納付等を証する保管金受領証書又は政府保管有価証券受領証書を入札の際に提示しなければならない。
- 7 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 8 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札参加者は、令第71条第1項に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 10 入札者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の辞退)

第4条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、入札書の提出期限までに、入札辞退届を電子調達システムの入力画面上において作成の上、電子調達システムにより提出し、又は入札辞退届（様式第2号）を作成の上、契約担当官等に持参若しくは郵送等により提出して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届を電子調達システムの入力画面上において作成の上、電子調達システムにより提出し、又は入札辞退届若しくはその旨を明記した入札書を作成の上、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、契約担当官等が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子調達システムによる入札参加者は、電子調達システム対応の認証局の電子証明書を不正に使用してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめがある。

(開札)

第6条 開札は、公告、公示又は指名通知書に示した場所及び日時に、入札者の面前（電子調達システムを含む。）において行う。紙入札による入札者がいる場合において、同入札者で開札の場所に出席しない者があるときは、入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせる。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 四 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
 - 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - 六 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「担当者」及び「連絡先」の記載がない入札）
 - 七 金額を訂正した入札
 - 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - 九 明らかに連合によると認められる入札
 - 十 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。
 - 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。
 - 三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき。
 - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、法務省発注工事等からの排除要請があったとき。

(入札書等の取扱い)

第7条の2 提出された入札書等は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事實を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち、予定価格が1,000万円を超える工事又は業務の契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契

約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち、最低の価格（会計法第 29 条の 6 第 2 項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもつて入札をした者を落札者とする。

- 2 契約担当官等が、令第 86 条第 1 項の規定に基づく調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第 9 条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札をした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として 1 回を限度とする。

- 2 再度の入札をしても落札者がない場合は、原則として令第 99 条の 2 の規定による随意契約には移行しない。

（落札者となるべき者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）

第 10 条 落札となるべき入札をした者が 2 名以上あるときは、電子調達システムの備える電子くじを用いて落札者を定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札となるべき入札をした者が紙入札を行った者のみである場合には、紙くじを用いて落札者を定めことがある。当該入札者のうち紙くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に紙くじを引かせる。

（入札が不調となった場合の措置）

第 11 条 入札を行っても入札者がないとき、又は再度の入札を行っても落札者がないときは、原則として再度公告、公示又は指名通知書により改めて入札に付すこととする。ただし、特別な事情がある場合は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず随意契約の相手方として入札者に見積りさせることができる。

- 2 前項の随意契約による場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更しない。

（契約保証金等）

第 12 条（金銭的保証の場合） 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項の規定により契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、次の各号のいずれかによらなければならない。

一 契約保証金の納付

第 3 条第 2 項第 1 号の規定を準用し、現金出納官吏から受領した保管金受領証書を契約担当官等に提示する。

二 契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 有価証券の提供

第3条第2項第2号アの規定を準用し、取扱主任官から受領した政府保管有価証券受領証書を契約担当官等に提示する。この場合における有価証券は、利付国庫債券に限る。

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による保証の提供

第3条第2項第2号ウの規定を準用する。この場合において、「銀行等」とあるのを「銀行等又は保証事業会社」と読み替える。

3 第3条第3項の規定は、第1項ただし書の場合に準用する。この場合において、「入札保証保険契約」とあるのを「履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券」と読み替える。

4 第2項第2号イ及び第3項に関する保証については、保証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、保証契約及び履行保証保険契約の相手方が定め、契約担当官等が認める措置を講ずることができる。この場合において契約の相手方は、保証書又は証券を提出したものとみなす。

第12条の2（役務的保証の場合） 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（契約不適合責任保証特約を付したものに限る。）に付し、当該証券を保険証券・保証証券提出書に添えて、契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の100分の30以上とする。

（入札保証金等の振替え）

第13条 契約担当官等は、必要があると認めるときは、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては、電子調達システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 落札者は、契約書の作成を要しない場合においては、落札決定後速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）第17号様式）

を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札保証金免除の場合に落札者が契約を結ばないときの措置)

第 15 条 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合（免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによる場合を除く。）に落札者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申立)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、入札関係書類及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

¥

上記の金額をもって、(件名) _____ について
て、法務省競争契約入札心得承諾の上、入札します。

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

入札者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

担当者

連絡先

(注) 委任状による代理人の入札については、次のとおりとする。

入札者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

代理人氏名

担当者

連絡先

電子くじ番号

--	--	--

電子くじ番号は、入札者において任意の番号(3桁)を必ず記載すること。

なお、紙入札の場合であっても必ず記載すること。

入札辞退届

件名 _____

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

担当者

連絡先

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

入札書

¥

上記の金額をもって、(件名) 大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事について、法務省競争契約入札心得承諾の上、入札します。

年　月　日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤 健一 殿

入札者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

担当者

連絡先

(注) 委任状による代理人の入札については、次のとおりとする。

入札者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

代理人氏名

担当者

連絡先

電子くじ番号

--	--	--

電子くじ番号は、入札者において任意の番号(3桁)を必ず記載すること。

なお、紙入札の場合であっても必ず記載すること。

記載例

入札に際しては法務省競争契約入札心得を熟読のこと

入 札 書

¥ 1, 234, 000- (消費税 10%抜きの金額を記載)

上記の金額をもって、(件名) 大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事について、法務省競争契約入札心得承諾の上、入札します。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤 健一 殿

入 札 者

本店又は事務所等	大分市〇〇町〇番〇号
商号又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表者の資格及び氏名	代表取締役 ○ ○ ○ ○
担当者	○ ○ ○ ○
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子くじ番号

1	2	3
---	---	---

電子くじ番号は、入札者において任意の番号（3桁）を必ず記載すること。
なお、紙入札方式による入札の場合であっても記載を要する。

入札辞退届

件名 大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事

上記について、都合により入札を辞退します。

年　　月　　日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤 健一 殿

本店又は事務所等

商号又は名称

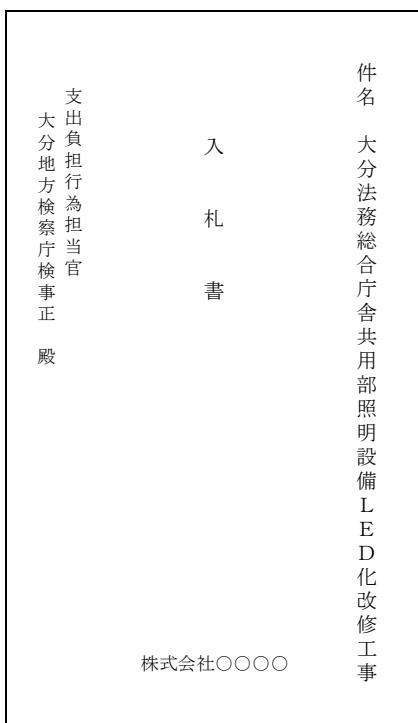
代表者の資格及び氏名

担当者

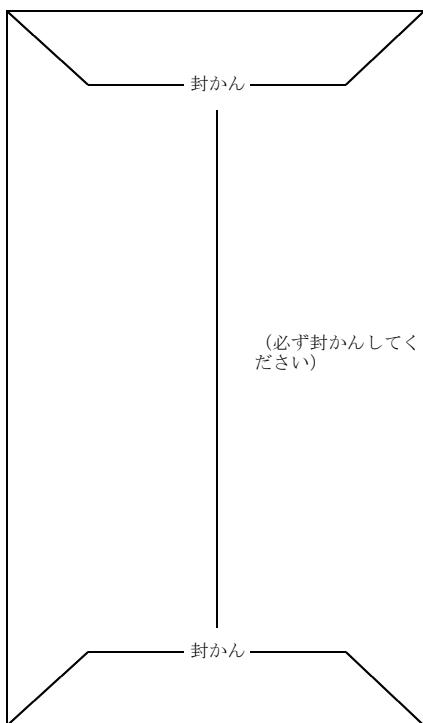
連絡先

【記載例】

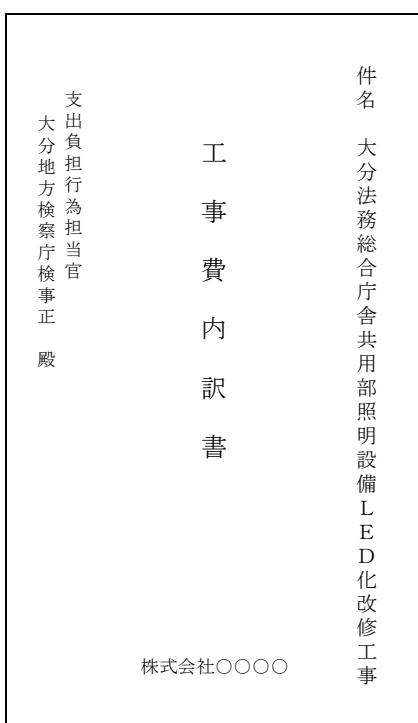
入札書封筒（表面）



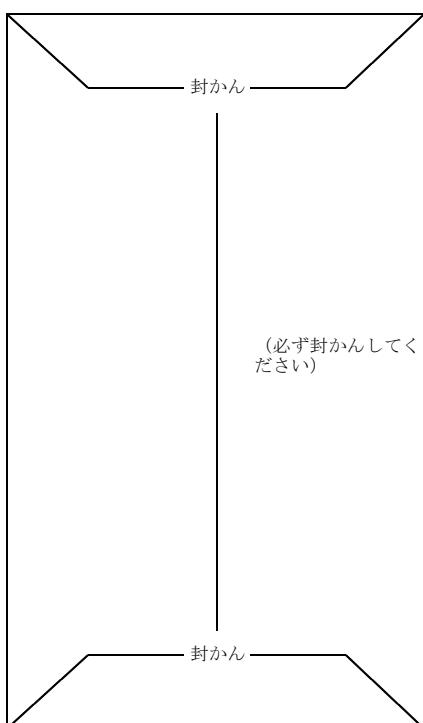
入札書封筒（裏面）



工事費内訳書封筒



入札書封筒（裏面）



- 注
- ・本記載例は例示ですので、必要事項が記載してあればどのような書式でも構いません。
 - ・封筒裏面は、必ず封かんしてください。
 - ・入札に際しては、法務省競争契約入札心得を熟読の上、入札してください。

取入
印紙

工事請負契約書

1 工事名	大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事		
2 工事場所	大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎		
3 工期	令和 年 月 日から 令和9年3月31日まで		
4 請負代金額	¥	—	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
6 契約保証金	¥	—	

上記の工事について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

~~11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。~~

~~12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。~~

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書、保証証券及び保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保証契約及び履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、同証書及び各証券を寄託したものとみなす。
- 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 6 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 4 受注者が第 1 項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 55 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第 1 項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 100 分の 10 に達するまでは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 38 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段理由がある場合を除き、受注者の請負

代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、自己に代わってこの契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う職員（以下「監督職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 四 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を定め、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときはも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 [] 主任技術者
- [] 監理技術者

~~監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する技術者をいう。以下同じ。）~~

- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使が可能である。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者又は監督職員は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を

除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しきてはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、

設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければなら

ない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等により工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることはできず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者又は監督職員は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に對して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者

に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、

地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値が

ある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められ

るときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者又は検査職員がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内（受注者が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 86 条第 1 項に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合には、10 分の 2 以内）の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（受注者が低入札価格調査を受けた場合には、10 分の 2）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（受注者が低入札価格調査を受けた場合には、10 分の 3）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（受注者が低入札価格調査を受けた場合には、10 分の 3）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更

したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和8年3月31日までに支払が行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査をするものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中一回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者又は検査職員は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

~~5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならぬ。~~

~~6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~

~~部分払金の額 = 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)~~

~~7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。~~

~~(部分引渡し)~~

~~第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~

~~部分引渡しに係る請負代金の額 =~~

~~指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)~~

~~(国庫債務負担行為に係る契約の特則)~~

~~第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。~~

~~年度　　円~~

~~年度　　円~~

~~年度　　円~~

2 前項の支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国庫債務負担行為に係る契約の前払金の特則)

第41条 国債に係る契約の前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(_____円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

~~第 42 条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。~~

~~2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。~~

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 \\ &= (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &= (\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})) \\ &\quad \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

~~3 各会計年度において、部分払を請求することができる回数は、次のとおりとする。~~

~~年度 回~~
~~年度 回~~
~~年度 回~~

(第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認め

られるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う增加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 46 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第 10 条第 1 項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第 45 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業

者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適當と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るもの）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 29 条の規定により受注者が施工した工事に関する生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第 51 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 52 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除

いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条又は第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又

は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当すると見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第 2 項の場合（第 48 条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第 56 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 51 条又は第 52 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 33 条第 2 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 57 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）

をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項を規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 ~~この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。~~
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 58 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第 59 条 受注者は、この契約に関して談合等の不正行為があったときは、別に定める違約金に関する特約条項により、違約金を支払わなければならない。

（制裁金等の徴収）

第 60 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第 61 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 62 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 63 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 64 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 大分市荷揚町 7 番 5 号

氏 名 支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 塩澤 健一

受 注 者 住 所

氏 名

仲 裁 合 意 書

工 事 名 大分法務総合庁舎共用部照明設備 L E D 化改修工事
工事場所 大分県大分市荷揚町 7 番 5 号 大分法務総合庁舎

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、
その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 大分県建設工事紛争審査会

年 月 日

発 注 者 住 所 大分県大分市荷揚町 7 番 5 号
氏 名 支出負担行為担当官
大分地方検察庁検事正 塩澤 健一

受 注 者 住 所
氏 名

仲裁合意書について

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があつても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法の特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

違約金に関する特約条項

第1条 発注者及び受注者が 年 月 日付けで締結した大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事の請負契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者（特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額に変更があった場合には、変更後の請負代金額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。
 - 二 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次条第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 第2条 本契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前条に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前条第 1 号に規定する課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前条第 2 号に規定する命令又は同条第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 第3条 受注者が前 2 条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第4条 受注者は、本契約の履行を理由として、第 1 条及び第 2 条の違約金を免れることができない。
- 第5条 第 1 条及び第 2 条の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年　月　日

発　注　者　住　所　大分県大分市荷揚町7番5号
氏　名　支出負担行為担当官
　　　　　大分地方検察庁検事正　塩澤健一

受　注　者　住　所
氏　名

仕様に関する質疑について

質問期限 令和3年1月21日（木）午後5時まで

ただし、質問があり次第、その都度提出していただければ、早めに回答することができますので、ご協力をお願いいたします。

質問方法 文書により適宜様式とし、原則として一問一答とします。（下記参考）

質問内容 質問書により質問すべきか否か判別困難な際は、電話で確認して差し支えありません。

提出場所 大分地方検察庁会計課国有財産係（担当：加藤、一万田）

〒870-8510 大分市荷揚町7番5号

電話番号 097-534-4104

FAX番号 097-534-4105

提出方法 持参または郵送（期限内必着）による（FAX可。ただし、FAXで質問書を提出される方は、必ず事前連絡と着信確認をすること。）。

また、質問書には代表者の記名、押印をお願いします。

なお、質問事項がない場合にも、当方の事務処理上必要につき、その旨記載（「仕様書該当部分」欄に「質問事項なし」と記載するなど）した書面を提出願います。

質問に対する回答は、令和3年1月26日（火）午後5時までにFAX等で行います。

記

（記載例）

質問書

項目番	仕様書該当部分	質問事項
	「仕様書〇〇ページ」注の「〇〇〇〇」と記載されている箇所について	(内容は簡潔にまとめる)

質問書

年 月 日

大分地方検察庁会計課国有財産係 御中

(FAX 097-534-4105)

会社名

代表者

担当者

電話

FAX

中津法務総合庁舎模様替等工事

項番	仕様書該当部分	質問事項

仕様等に関する質疑について

質問期限 令和8年2月19日（木）午後3時まで

ただし、質問があり次第、その都度提出していただければ、早めに回答することができますので、ご協力をお願ひいたします。

質問方法 文書により適宜様式とし、原則として一問一答とします。（下記参考）

質問内容 質問書により質問すべきか否か判別困難な際は、電話で確認して差し支えありません。

提出場所 大分地方検察庁会計課国有財産係（担当：佐藤、芦刈）

〒870-8510 大分市荷揚町7番5号

電話番号 097-534-4104

メールアドレス ppo38-kaikeika.5za@i.kensatsu.go.jp

提出方法 電子メールにて提出。電子メールで提出できない場合は、持参または郵送（期限内必着）による。

また、質問書には代表者と担当者名の記載願います。

質問に対する回答は、令和8年2月24日（火）午後5時頃までに適宜な方法で行います。

記

（記載例）

質問書

項番	仕様書該当部分	質問事項
	「仕様書〇〇ページ」注の「〇〇〇〇」と記載されている箇所について	(内容は簡潔にまとめる)

質問書

年 月 日

大分地方検察庁会計課国有財産係 御中

会社名
代表者
担当者
電話
メールアドレス

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事

項番	仕様書該当部分	質問事項

委任状

私は、当社
限を委任します。

を代理人と定め、下記の権

記

(件名) 大分法務総合庁舎共用部照明設備 L E D 化改修工事
における入札に関する一切の件

以 下 余 白

年 月 日

支出負担行為担当官
大分地方検察庁検事正 塩澤健一 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担当者及び連絡先

委任状

私は、
を代理人と定め、下記の権限を
委任します。

記

(件名) 大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事
における

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2 契約の締結及び履行に関する一切の件
- 3 代金の請求及び受領に関する一切の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他前各号に付隨する一切の件

以下余白

年　月　日

支出負担行為担当官
大分地方検察庁検事正　塩澤健一　殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担当者及び連絡先

記載例 1

「代表者から社員へ」

委任状

営業課長 ○○○○

私は、当社 社員 ○○○○などと記載 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事の入札に関する一切の件

以下余白

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 殿

所在地	大分市〇〇町〇番〇号
商号又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表取締役	○ ○ ○ ○
担当者	○ ○ ○ ○
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記載例 2

「代表者から支店長へ」

「本社が遠隔地にあり、入札のほか、契約の締結、代金の請求等を支店長等の権限で行う場合」

委任状

当社〇〇支店 支店長 ○ ○ ○ ○

当社〇〇支社 支社長 ○ ○ ○ ○ などと記載

私は、当社〇〇営業所 営業所長 ○ ○ ○ ○ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事に関し

- 1 入札に関する一切の件
- 2 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の件
- 3 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の件
- 4 復代理人選定の件
- 5 その他前各号に付随する一切の件

以下余白

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

大分地方検察庁検事正 殿

所在地 大分市〇〇町〇番〇号

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○ ○ ○ ○

担当者 ○ ○ ○ ○

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記載例 3

「支店長等から社員へ」

「入札、契約の締結等の委任を受けた支店長等が入札について社員に委任する場合」

委 任 状

当支店 営業課長 ○ ○ ○ ○

当支社 社 員 ○ ○ ○ ○ などと記載

私は、当営業所 営業課長 ○ ○ ○ ○ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事の入札に関する一切の件

以下余白

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
大分地方検察庁検事正 殿

所在地 大分市〇〇町〇番〇号

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○ ○ ○ ○

担当者 ○ ○ ○ ○

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

工事説明書

令和8年1月22日

説明者	(府名) 大分地方検察庁 (官職 氏名) 檢察事務官 佐藤尚代		
立会者	(府名) (官職 氏名)		
工事名等	工事名 大分法務総合庁舎共用部照明設備LED化改修工事 工事場所 大分県大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎 工期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日 (別紙のとおり)		
事項	記事		
入札(見積)執行に関する事項	<p>1 入札書(見積書) (官職) の宛先 (氏名) 支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 塩澤健一</p> <p>2 入札執行回数 入札執行回数は2回を限度とする。</p> <p>3 その他 (1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に接触する行為を行ってはならない。 (2) 落札決定(決定)に当たっては、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(決定価格)とするので、入札者(見積者)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書(見積書)に記載するものとする。</p>		
契約条件に関する事項	<p>1 支払条件 前金払 有(請負代金額の4/10以内) (ただし、低入札価格調査を受けた者と契約する場合においては、上記割合の1/2以内。) 無</p> <p>部分払 有(回以内) 無</p> <p>一部完成払 有 無</p> <p>2 契約の保証 納付・免除 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、次に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。なお、(3)、(4)及び(5)に関する保証については、保証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって金融機関等が定め、契約担当官等が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において契約の相手方は、保証書又は証券を提出したものとみなす。おつて、上記の電磁的方法による提出に係る規定は前払金保証についても適用する。 (1) 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書(歳入歳出外現金出納官吏に提出し、交付された保管金受領証書を工事請負契約書案とともに提出する。) (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書(政府有価証券取扱主任官に提出し、交付された政府保管有価証券受領証書を工事請負契約書案とともに提出する。) (3) 債務不履行による損害金の支払を保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書 (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、公共工事履行保証証券による保証(契約不適合責任保証を付したものに限る。)に係る証券及び保険証券・保証証券提出書を提出しなければならない。</p> <p>3 火災保険 その他の保険 工事物件に関する保険 (1) 加入の要否 要 不要 (2) 種類等 ア種類 類 火災保険・建設工事保険・組立保健 イ範囲 囲 工事目的物(支給材料を含む。)・工事仮設物・工事材料 ウ危険担保 ただし、基礎工事を含む。(含まない) エ保険契約の締結時期 契約締結の日から14日以内 オ保険期間 始期 工事着工予定日 カ金額 請負代金額(支給材料がある場合には、その価格を加算した額)から基礎工事相当額を減じた額</p> <p>財物損害の身体及び保険 (1) 加入の要否 要 不要 (2) 種類等 ア種類 賠償責任保険 イ てん補限度額 身体1事故につき 円以上 身体障害1名につき 指定しない 円以上 財物損害1事故につき 円以上 ウ保険期間 始期 工事着工予定日 終期 工事完成日</p>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列3番横とする。

4 指定部分の有無	有	無	(1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。 (2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。 (3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末-[国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末(工事完成年度にあっては工期の末)]に行う場合がある。 (4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は式工事費の変更が予定されるものを含まない。
5 設計変更に伴う措置			(1) 前回工事の場合 ア 支出負担行為担当官が必要と認めた場合は、仮設物を残置することができる。 イ 仮設物の撤去費及び次回発注までの工事休止期間がある場合の工事休止期間における残置仮設物損料の価格は、発注者及び受注者が協議して定める。 (2) 次回工事の場合 受注者は、残置仮設物について前回工事受注者から引継ぎを受けない場合は、撤去費及び工事休止期間中の損料()円を支払って、その撤去を求めることができる。
6 仮設物の残置			(3) 工事着手時期 契約締結後に監督職員との打合せにおいて定める。
7 工事着手時期			(4) 契約関係提出書類の書式 原則として支出負担行為担当官が定める書式による。
8 契約条件に関する事項	9 国庫債務負担行為に基づく契約の各会計年度における請負代金の支払限度額の割合		(1) 各会計年度における支払限度額の割合 年度 % 年度 % 年度 % (2) 各会計年度における請負代金の支払限度額は、契約書を作成するまでに通知する。
10 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更			(1) 支出負担行為担当官又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後は日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めたときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工事が2月以上である場合に行うことができる。 (2) (1)の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で支出負担行為担当官が受注者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。なお、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。
11 不可抗力による損害			工事目的物の引渡し前に、天災等で支出負担行為担当官又は受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、支出負担行為担当官が調査を行い確認した損害について受注者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取片付けに要する費用の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額100分の1を超える額について支出負担行為担当官が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たない場合は、0円として取り扱う。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、支出負担行為担当官が損害合計額を負担する。
負担金等に関する事項			工事請負契約書案の提出とともに、各会計年度における請負代金の支払限度額の割合を定める。
その他必要と認める事項	関連工事の調整		分離発注による工事の場合には、各受注者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。
	その他の		(1) 「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。 建設業退職金共済制度等に加入する場合は、被共済者に共済手帳を確実に交付し、共済証紙を適切に購入及び貼付する等制度の履行確保を徹底すること。また、発注者用掛金収納書を提出すること。 (2) 主任技術者又は監理技術者の専任期間について、別紙のとおりとする。 (3) 落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報を併せて通知すること。
図面及び仕様書に関する事項			入札説明書の別冊のとおり。
現場の状況に関する事項			なし

[注] 契約保証金等について

1 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (1) 保管金領収証書は、「日本銀行大分支店」から契約保証金に相当する金銭を払い込んで交付を受ける。
- (2) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 檢察事務官 松原香恵」と記載するよう申し込む。
- (3) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いは、支出負担行為担当官の指示に従う。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (5) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出する。

2 ~~契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書~~

- (1) ~~政府保管有価証券払込済通知書は、「（保管金有価証券取扱店名を記載する。）」から契約保証金の金額に相当する利付国債を払い込んで交付を受ける。~~
- (2) ~~政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「（政府保管有価証券取扱主任官 官職 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。~~
- (3) ~~請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いは、支出負担行為担当官の指示に従う。~~
- (4) ~~受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。~~
- (5) ~~受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出する。~~

3 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書

- (1) 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
- (2) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 塩澤健一」と記載するよう申し込む。
- (3) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払とする。
- (4) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (5) 保証金額は、契約保証金の金額以上とする。

(6) 保証期間は、工期を含むものとする。

- (7) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
- (8) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官の指示に従う。
- (9) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (10) 受注者は、銀行等の保証による場合にあっては、工事完成後、支出負担行為担当官から保証書の返還を受け、銀行等に返還する。

4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書

- (1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 塩澤健一」と記載するよう申し込む。
- (3) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (4) 保証金額は、請負代金額の100分の10（又は30）の金額以上とする。
- (5) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (6) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官の指示に従う。
- (7) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

5 債務の不履行による損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書

- (1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- (2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込む。
- (3) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 塩澤健一」と記載するよう申し込む。
- (4) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (5) 保険金額は、請負代金額の100分の10（又は30）の金額以上とする。
- (6) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (7) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官の指示に従う。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。